

第 号	
療育手帳 第 号	障害の程度
精神障害者保健 福祉手帳 第 号	級

別記様式第2号（第4条関係）

（表紙の表面）

（表紙の裏面）

宇治市福祉タクシー等利用券

利用者
氏 名 _____

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の番号 _____ 第 _____ 号

利用上の注意

- この利用券の表紙に手帳番号及び氏名を記入して利用してください。
- この利用券を利用するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携帯し、求められたときは提示してください。
- この利用券を紛失した場合、利用券の再交付の申請をすることはできません。
- タクシーの利用料金及び自動車の燃料費のうち、タクシーの利用料金にあつては100円未満、自動車の燃料費にあつては70円未満の金額については、利用券を利用することができません。

（揭示済）

宇治市告示第53号

宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程の一部を改正する規程

宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程（平成13年宇治市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、産業地域振興部文化自治振興課」を「、産業地域振興部自治振興課」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第67号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次の

とおり指定したので、同条第4項の規定により告示します。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

道路の種類	路線名	区 間	延長 (m)
宇治市道	宇治22 8号線	宇治塔川5番地の8地先から 宇治蓮華117番地地先まで	158
宇治市道	宇治23 3号線	宇治塔川1番地の3地先から 宇治蓮華117番地地先まで	29

宇治市告示第68号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務及び保育所保育料の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都江東区木場5-10-11

国分グローサーズチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町

紀尾井タワー

PayPay株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー22階

LINE Pay株式会社

2 委託事務

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の収納

国民健康保険料の徴収

介護保険料の収納
保育所保育料の収納

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第69号

電子印の登録及び廃止について

次のとおり電子印を登録し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

登録

Table with 6 columns: 電子印登録番号, 名称, 番号, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Contains registration details for two types of electronic seals.

廃止

Table with 6 columns: 電子印登録番号, 名称, 番号, 使用区分, 使用廃止年月日, 印影. Contains cancellation details for two types of electronic seals.

宇治市告示第70号

令和2年度国民健康保険料率の決定について

令和2年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定したので、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第16条第2項（第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

令和2年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

所得割 100分の7.56
被保険者均等割 25,400円
世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 17,500円
イ 特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者

がない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 8,750円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 13,125円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の2.75
被保険者均等割 9,100円
世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,300円

イ 特定世帯 3,150円

ウ 特定継続世帯 4,725円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.67
被保険者均等割 10,900円
世帯別平等割 5,500円



宇治市訓令甲第3号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（宇治市統計調査の調整および統計資料の管理に関する規程）

第1条 宇治市統計調査の調整および統計資料の管理に関する規程（昭和53年宇治市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、室長」を「、室長（係長に相当する室長を除く。）」に改め、同条第2項中「、前項に規定する協議（通知）書」を「、協議（通知）書」に改める。

（宇治市庁舎防火管理規程の一部改正）

第2条 宇治市庁舎防火管理規程（昭和53年宇治市訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「2階201会議室前」を「文化スポーツ課前」に改める。

（宇治市連絡調整会議設置規程の一部改正）

第3条 宇治市連絡調整会議設置規程（昭和54年宇治市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、政策経営部行政経営課」を「、政策経営部経営戦略課」に改める。

別記様式中

「 [] を 「 [] に、
[] 行政経営課受理年月日 [] 経営戦略課受理年月日
[] 」

Table with 6 columns: 行政経営課, 部長, 副部長, 課長, 副課長, 係長, 係員.

を 「

経営	部長	副部長	課長	副課長	課員
戦略課					

に改める。

(宇治市庁議等に関する規程の一部改正)

第4条 宇治市庁議等に関する規程(昭和56年宇治市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、政策経営部行政経営課」を「、政策経営部経営戦略課」に改める。

別記様式中

行政	部長	副部長	課長	副課長	係長	係員
経営課						

を

経営	部長	副部長	課長	副課長	課員
戦略課					

に改める。

(宇治市事務決裁規程の一部改正)

第5条 宇治市事務決裁規程(昭和58年宇治市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号後段中「、政策経営部政策推進課」を「、政策経営部経営戦略課」に改め、同項第2号及び第3号中「、政策経営部行政経営課」を「、政策経営部経営戦略課」に改め、同項第4号中「、政策経営部政策推進課」を「、政策経営部経営戦略課」に改め、同項第9号及び第10号中「、産業地域振興部文化自治振興課」を「、産業地域振興部自治振興課」に改め、同項第11号及び第14号中「、政策経営部行政経営課」を「、政策経営部政策総務課」に改め、同項第21号中「、産業地域振興部文化自治振興課」を「、産業地域振興部文化スポーツ課」に改める。

別表第1中「～」を「一」に改め、同表庶務に関する事項の部第4号中「

行政経営課	政策総務課
-------	-------

4号中「政策推進課」を「財務課」に改め、同部第17号中

「

行政経営課	政策総務課
-------	-------

「

政策推進課	政策総務課
-------	-------

事項の部中第6号を次のように改める。

(6) 会計年度任用職員を任免すること。					人事課
ア イに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの		○			
イ 補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの				○	

別表第1財務に関する事項の部支出負担行為に関する事項の項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サ

をコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、トをテとし、ナをトとし、ニをナとし、ヌをニとし、ネをヌとし、ノをネとし、ハをノとし、ヒをハとし、フをヒとし、ヘをフとし、ホをへとし、マをホとし、ミをマとし、ムをミとし、メをムとし、モをメとし、ヤをモとする。

別表第2市長公室人事課に関する事項の項第1号中「もの」を「ものに限る。」に改め、同項第14号中「及び」を「、会計年度任用職員の通勤手当(これに相当する費用弁償を含む。)及び」に改め、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同表政策経営部行政経営課に関する事項の項中「政策経営部行政経営課」を「政策経営部政策総務課」に、「

副課長	
-----	--

項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、同項第10号中「

	○		○	
--	---	--	---	--

とし、同項第11号中「その他これに準ずるもの」を削り、同号を同項第3号とし、同項第12号中「依頼の公示」を「依頼された公示に係る文書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第13号中「編さん及び発行」を「編集」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の4号を加える。

(6) 各種統計調査の指導員及び調査員に関すること。				○	
(7) 各種統計調査に係る調整に関すること。				○	
(8) 各種統計調査の実施に関すること。				○	
(9) 各種統計調査の結果の公表に関すること。					
ア 重要なもの			○		
イ 比較的重要なもの				○	
ウ 軽易なもの					○

別表第2政策経営部行政経営課に関する事項の項第14号中

「

○	○	○	
---	---	---	--

同表政策経営部政策推進課に関する事項の項を次のように改める。

政策経営部経営戦略課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 市政の重要施策の企画立案及び調整に関すること。		○			
(2) 庁議を招集し、及び運営すること。		○			
(3) 庁議に付議すべき事項を決定すること。		○			
(4) 庁議に付議する事項の調整に関すること。				○	
(5) 庁議の経過及び結果に関すること。				○	

(6) 連絡調整会議を招集し、及び運営すること。		○				
(7) 連絡調整会議に付議する事項の調整に関すること。					○	
(8) 総合計画及び実施計画等所管計画の策定に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(9) 行政改革の推進に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(10) 地方分権の推進に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(11) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。					○	○

別表第2政策経営部財務課に関する事項の項中第20号を第21号とし、第2号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 主要事務事業（建設部及び都市整備部が施行する工事を除く。）の進行管理に係る調整及び総括に関すること。						
ア 重要なもの			○			
イ 比較的重要なもの				○		
ウ 簡易なもの					○	

別表第2産業地域振興部文化自治振興課に関する事項の項中「産業地域振興部文化自治振興課」を「産業地域振興部自治振興課」に、「」を「」に改め、同項第5号中

副課長 主幹

「」を「」に改め、同項中第12号から第18

号までを削り、同項第19号中「」を「」に改

め、同号を同項第12号とし、同項第20号中

「」を「」に改め、同号を同項第13号とし、

同項第21号中「」を「」に改め、同号を同項

第14号とし、同項中第22号を第15号とし、同項の次に次の1項を加える。

産業地域振興部文化スポーツ課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 芸術及び文化の振興に係る事務処理に関すること。				○	
(2) 紫式部文学賞関連事務に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(3) 紫式部文学賞イベント実行委員会事務局に関すること。					
ア 特に重要なもの			○		
イ 重要なもの				○	
(4) 宇治市少年少女合唱団に関すること。				○	
(5) 市民交流ロビーコンサートに関すること。				○	
(6) その他文化施策に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの					○
(7) 公益財団法人宇治市文化センターに関すること。				○	
(8) スポーツ推進計画に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの					○
(9) スポーツ施設の整備に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 軽易なもの				○	
(10) スポーツ教室及びスポーツひろばを開催し、及び実施すること。				○	
(11) スポーツ大会を開					

催し、及び実施すること。				○		
(12) 一般財団法人宇治市スポーツ協会に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの					○	
(13) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○	

別表第2福祉子ども部障害福祉課に関する事項の項第10号中「福祉タクシー利用券」を「福祉タクシー等利用券」に改め、同項中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、同項第25号の次に次の1号を加える。

(例) 障害者の権利擁護制度に関すること。				○		
-----------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2福祉子ども部子ども福祉課に関する事項の項第6号から第9号までの規定及び第19号ウ中

「」を「」に改め、同表福祉子ども部保育支援課に関する事項の項第2号中「支給認定」を「教育・保育給付認定(保育認定子どもに係るものに限る。)」に改め、同表健康長寿部健康生きがい課に関する事項の項第34号中「権利擁護制度」を「高齢者の権利擁護制度」に改め、同表健康長寿部国民健康保険課に関する事項の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表都市整備部歴史まちづくり推進課に関する事項の項第3号中「宇治川太閤堤跡歴史公園」を「お茶と宇治のまち歴史公園」に改める。

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正)
第6条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程(平成17年宇治市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中
「」を

文化自治振興課主幹	平盛ふれあいセンターの管理及び運営に関すること。
文化自治振興課主幹	(1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。
産業振興課主幹	プレミアム付商品券に関すること。

「」に、

自治振興課主幹	平盛ふれあいセンターの管理及び運営に関すること。
自治振興課主幹	(1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。

「」を

健康長寿部	国民健康保険課主幹	特定健診・特定保健指導事業に関すること。
-------	-----------	----------------------

「」に、

健康長寿部	介護保険課主幹	要介護認定及び要支援認定に関すること。
	国民健康保険課主幹	特定健診・特定保健指導事業に関すること。

「」を

建設総務課主幹	道路等の境界明示に関すること。
---------	-----------------

「」に改

建設総務課主幹	道路等の境界明示に関すること。
道路建設課主幹	道路に関する計画及び総合調整に関すること。
施設建築課主幹	建築工事等に関すること。

める。
附 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令第4号

宇治市職員扶養手当取扱規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日
宇治市長 山本 正

宇治市職員扶養手当取扱規程の一部を改正する規程(宇治市職員扶養手当取扱規程(昭和26年宇治市規程第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「たとえば」を「例えば」に、「満22歳年度末、離婚」を「離婚」に改める。

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令第5号

希望退職者の再雇用取扱要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

令和2年3月31日
宇治市長 山本 正

希望退職者の再雇用取扱要綱を廃止する要綱(希望退職者の再雇用取扱要綱(昭和43年宇治市訓令第10号))は、廃止する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令第6号

宇治市障害児保育指導員取扱規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日
宇治市長 山本 正

宇治市障害児保育指導員取扱規程の一部を改正する規程(宇治市障害児保育指導員取扱規程(昭和59年宇治市訓令第6号))の一部を次のように改正する。

第1条中「報酬、勤務等」を「勤務条件等」に改める。
第5条を次のように改める。

（適用）

第5条 この規程に定めるもののほか、保育指導員の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市訓令第7号

宇治市職員倫理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市職員倫理規程の一部を改正する規程

宇治市職員倫理規程（平成12年宇治市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（臨時的任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第8号

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年4月1日

宇治市長 山本 正

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

457,	953,	1,603	1,830
000円	000円	,000円	,000円

」

「 に、

452,	944,	1,595	1,836
000円	000円	,000円	,000円

」

「1,830,000円に」を「1,836,000円に」に、「224,000円」を「218,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和2年4月24日	神明宮北の一部、伊勢田町中遊田の一部・西遊田の一部、広野町寺山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター